

郡山市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱

令和元年11月7日制定

令和元年12月23日一部改正

令和5年4月1日一部改正

令和6年5月7日一部改正

令和8年2月17日一部改正

令和8年8月12日一部改正

[こども部保育課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき日用品等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用又は食事の提供に要する費用等（以下「実費徴収額」という。）の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援の利用が図られ、もって全ての子どもの健やかな成長を支援するため、実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について（令和6年4月23日付けこ成保第256号、6文科初第277号）別紙に定める実費徴収に係る補足給付事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）、子ども・子育て支援交付金の交付について（令和5年9月7日付けこ成事第481号）別紙に定める子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）及び福島県子ども・子育て支援交付金交付要綱（福島県平成27年11月13日施行）に基づき、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象費用及び補助限度額)

第2条 補助対象となる実費徴収額は、次の各号に定める費用とする。

- (1) 国実施要綱4(1)①事業の内容に規定する実費徴収額のうち同要綱4(1)②ii)対象となる実費徴収額の範囲に規定する費用
- (2) 国実施要綱4(2)①事業の内容に規定する実費徴収額のうち同要綱4(2)②ii)対象となる実費徴収額の範囲に規定する費用
- 2 前項第2号における副食の提供にかかる実費徴収額の算出に当たっては、国実施要綱5②（参考）副食費に相当する額の算出方法の表の給食の実施方法欄に掲げる区分に応じ副食費の算出方法（基本）欄に掲げる方法とする。ただし、1食当たり副食費相当額の算出が困難な場合は、同表の便宜的な算出方法の可否欄の例外的に便宜的な算出方法も可とするものについては1食当たり副食費相当額を一律で新制度幼稚園の公定価格上の副食費徴収免除加算と同じ単価を用いて算出することができるものとする。
- 3 補助限度額は、予算の範囲内において、国交付要綱別紙中1事業欄の実費徴収に係る補足給付を行う事業の3基準額欄に規定する額を限度とし次条に規定する補助対象者が現に要した額とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる郡山市（以下「市」という。）から教育・保育給付認定又は施設等利用給付認定を受けている者とする。

(1) 前条第1項第1号の補助対象となる者は、国実施要綱4(1)②i)対象者に規定する者

(2) 前条第1項第2号の補助対象となる者は、国実施要綱4(2)②i)対象者に規定する者

- 2 前項第2号の対象者のうち国実施要綱4(2)②i)アに規定する市町村民税所得割合算額の算定は、郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則（平成27年郡山市規則第70号）第4条の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「施設等利用給付認定保護者」と、同条第1項第1号中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「施設等利用給付認定子ども」と、同条第2項中「特定教育・保育等」とあるのは「特定子ども・子育て支援」と読み替えるものとする。

（補助金の交付申請）

第4条 前条第1項第1号に規定する者が補助金の交付を受けようとするときは郡山市教材費・行事費等に係る補足給付事業補助金交付申請書（償還払用）（第1号様式）に、同項第2号に規定する者が補助金の交付を受けようとするときは郡山市副食費に係る補足給付事業補助金交付申請書（償還払用）（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 利用施設から交付された補助対象費用の額が明示された領収証の写し又は証明書

(2) その他市長が必要と認めて指示する書類

- 2 前項の申請には、規則第4条第1号及び第2号に規定する書類の添付は要しない。

- 3 第1項の規定による申請は、補助事業の性質により事業の着手前に申請することができないため、規則第4条の2第3項の規定に基づき申請者が実費徴収額を利用施設に支払った実績に基づく精算額により次の各号に定める実費徴収額の生じた日の属する月ごとの申請期限までに申請しなければならない。

(1) 実費徴収額の生じた日の属する月が4月から8月までの分の申請期限は当該年度の9月末日とする。ただし、申請期限までに申請できない理由があるときは、当該年度の3月末日まで申請期限を延期することができるものとする。

(2) 実費徴収額の生じた日の属する月が9月から3月までの分の申請期限は当該年度の3月末日とする。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、規則第7条の規定による補助金等交付決定通知書により、当該交付対象者に通知するものとする。この場合において、規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

- 2 市長は、前項の審査により、補助金の交付をしないこととした場合には、理由を付した書面で申請者に通知するものとする。

（代理受領）

第6条 前2条の規定にかかわらず、市長は、補助対象者が補助金の請求及び受領に関する権限を利用施設を運営する事業者（以下「事業者」という。）に委任した場合は、補助対象者に代わり事業者に補助金を交付することができる。

（代理受領による補助金の交付申請）

第7条 第3条第1項第1号に規定する者が前条の規定に基づき代理受領を希望するときは、郡

山市教材費・行事費等に係る補足給付事業補助金交付認定申請書兼同意書（第3号様式）に、同項第2号に規定する者が代理受領を希望するときは、郡山市副食費に係る補足給付事業補助金交付認定申請書兼同意書（第4号様式）に市長が必要と認めて指示する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助対象者であることを確認したときは、郡山市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付認定通知書（第5号様式）により申請者に、郡山市実費徴収に係る補足給付事業減免対象者通知書（第6号様式）により事業者へ通知するものとする。

3 市長は、前項の審査により、補助対象者でないことを確認した場合は、理由を付した書面で申請者に通知するものとする。

4 事業者は、第2項の減免対象者通知書にある者について補助限度額までの補助対象費用の実費徴収を減免するものとし、当該減免費用に相当する額の交付を規則第4条に規定する補助金等交申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 郡山市実費徴収に係る教材費・行事費等減免実績報告書（第7号様式）又は郡山市実費徴収に係る副食費減免実績報告書（第8号様式）

(2) 減免実績額が確認できる領収証の控えの写し又は証明書

(3) その他市長が必要と認めて指示する書類

5 前項の申請には、規則第4条第1号及び第2号に規定する書類の添付は要しない。

6 第4項の規定による申請は、補助事業の性質により事業の着手前に申請することができないため、規則第4条の2第3項の規定に基づき事業者が減免対象者の実費徴収を減免した実績に基づく精算額により次の各号に定める実費徴収額の生じた日の属する月ごとの申請期限までに申請しなければならない。

(1) 実費徴収額の生じた日の属する月が4月から8月までの分の申請期限は当該年度の9月末日とする。ただし、申請期限までに申請できない理由があるときは、当該年度の3月末日まで申請期限を延期することができるものとする。

(2) 実費徴収額の生じた日の属する月が9月から3月までの分の申請期限は当該年度の3月末日とする。

（代理受領による補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条第4項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、規則第7条の規定による補助金等交付決定通知書により、当該交付対象事業者へ通知するものとする。この場合において、規則第15条第1項に規定する補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

2 市長は、前項の審査により、補助金の交付をしないこととした場合には、理由を付した書面で事業者へ通知するものとする。

（代理受領による補助金の交付条件）

第9条 補助金の交付を受けた事業者は、当該補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月7日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、改正後の郡山市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱の規定は、令和6年度以降の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和8年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年8月12日から施行する。

（経過措置）

この要綱の施行の日以前に、この要綱による改正前の郡山市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

第 1 号様式（第 4 条関係）

郡山市教材費・行事費等に係る補足給付事業補助金交付申請書（償還払用）

年 月 日

郡山市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

郡山市実費徴収に係る補足給付事業補助金の交付を受けたいので、郡山市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 対象子ども及び補助金振込先

子 ど も	フリガナ		生年月日	
	氏名		申請者との続柄	
	利用施設			
振 込 先	金融機関名		支店名	
	フリガナ		預貯金種別 (どちらかに○)	普通 当座
	口座名義人		口座番号	

注 申請者と口座名義人が異なる場合は委任状が必要になります。

2 補助金交付申請内容

別添、領収証の写し又は証明書に記載の金額のうち、各月の教材費・行事費等（給食費以外）の実支出額と子ども・子育て支援交付金の交付について（令和 5 年 9 月 7 日付け成事第 481 号）に定める子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙中 1 事業欄の実費徴収に係る補足給付を行う事業の 3 基準額欄に規定する「1 教材費・行事費等（給食費以外）」に定める基準額を比較して少ない方の額

注 対象となる子どもが複数いる場合は、子どもごとに作成してください。

第2号様式（第4条関係）

郡山市副食費に係る補足給付事業補助金交付申請書（償還払用）

年 月 日

郡山市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

郡山市実費徴収に係る補足給付事業補助金の交付を受けたいので、郡山市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 対象子ども及び補助金振込先

子 ど も	フリガナ		生年月日						
	氏名		申請者との続柄						
	利用施設								
振 込 先	金融機関名		支店名						
	フリガナ		預貯金種別 (どちらかに○)	普通		当座			
	口座名義人		口座番号						

注 申請者と口座名義人が異なる場合は委任状が必要になります。

2 補助金交付申請内容

別添、領収証の写し又は証明書に記載の金額のうち、各月の副食費の実支出額と子ども・子育て支援交付金の交付について（令和5年9月7日付け成事第481号）に定める子ども・子育て支援交付金交付要綱別紙中1事業欄の実費徴収に係る補足給付を行う事業の3基準額欄に規定する「2給食費（副食材料費）」に定める基準額を比較して少ない方の額

注 対象となる子どもが複数いる場合は、子どもごとに作成してください。

第3号様式（第7条関係）

郡山市教材費・行事費等に係る補足給付事業補助金交付認定申請書兼同意書

年 月 日

郡山市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

郡山市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。
なお、申請に当たり次のことに同意します。

同意事項

- 1 補助金交付の決定に当って必要な範囲内で、申請者の税務情報等、利用施設が有する学齢簿、徴収金台帳等を市が閲覧及び調査すること。
- 2 申請内容及び同意して得た情報を補助金受給資格審査、補助金額の算定、その他の附帯業務のために市が利用すること。
- 3 当該補助金の申請及び受領に関する権限を私が利用する施設の事業者に委任すること。
- 4 申請書等に記載した内容や補助決定に関する情報を、教材費・行事費等の減免を行う際に必要な範囲で利用施設に提供すること。

対象子ども

子 ど も	フリガナ		生年月日	
	氏名		申請者との続柄	
	利用施設			

注 対象となる子どもが複数いる場合は、子どもごとに作成してください。

第4号様式（第7条関係）

郡山市副食費に係る補足給付事業補助金交付認定申請書兼同意書

年 月 日

郡山市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

郡山市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。
なお、申請に当たり次のことに同意します。

同意事項

- 1 補助金交付の決定に当って必要な範囲内で、申請者の税務情報等、利用施設が有する学齢簿、徴収金台帳等を市が閲覧及び調査すること。
- 2 申請内容及び同意して得た情報を補助金受給資格審査、補助金額の算定、その他の附帯業務のために市が利用すること。
- 3 当該補助金の申請及び受領に関する権限を私が利用する施設の事業者に委任すること。
- 4 申請書等に記載した内容や補助決定に関する情報を、副食費の減免を行う際に必要な範囲で利用施設に提供すること。

対象子ども

子 ど も	フリガナ		生年月日	
	氏名		申請者との続柄	
	利用施設			

注 対象となる子どもが複数いる場合は、子どもごとに作成してください。

第5号様式（第7条関係）

郡山市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付認定通知書

第 号
年 月 日

（認定申請者氏名） 様

郡山市長



年 月 日付けで申請のありました実費徴収に係る補足給付事業補助金交付認定申請について、次のとおり決定したので、郡山市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

対象子ども氏名	
利用施設名	
認定開始年月	年 月
補助金交付上限額	
備考	

第6号様式（第7条関係）

郡山市実費徴収に係る補足給付事業減免対象者通知書

第 号
年 月 日

（事業者） 様

郡山市長



郡山市実費徴収に係る補足給付事業に係る実費徴収減免対象者を確認しましたので、郡山市実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

番号	対象子ども 氏名	対象子ども 生年月日	保護者氏名	認定開始 年月	補助対象費 用の種類	補助限度額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

第7号様式（第7条関係）

郡山市実費徴収に係る教材費・行事費等減免実績報告書

年 月 日

施設名 _____

番号	対象子ども 氏名	対象子ども 生年月日	減免実績額 (月から 月分)	備 考
1			円	
2			円	
3			円	
4			円	
5			円	
6			円	
7			円	
8			円	
9			円	
10			円	
11			円	
12			円	
13			円	
14			円	
15			円	
16			円	
17			円	
18			円	
19			円	
20			円	
21			円	
22			円	
23			円	
24			円	
25			円	
26			円	
27			円	
28			円	
29			円	
30			円	
合 計（補助対象額）			円	

減免実績額が確認できる領収証の控えの写し又は証明書を添付すること。

第8号様式（第7条関係）

郡山市実費徴収に係る副食費減免実績報告書

年 月 日

施設名 _____

番号	対象子ども 氏名	対象子ども 生年月日	減免実績額 (月から 月分)	備 考
1			円	
2			円	
3			円	
4			円	
5			円	
6			円	
7			円	
8			円	
9			円	
10			円	
11			円	
12			円	
13			円	
14			円	
15			円	
16			円	
17			円	
18			円	
19			円	
20			円	
21			円	
22			円	
23			円	
24			円	
25			円	
26			円	
27			円	
28			円	
29			円	
30			円	
合 計（補助対象額）			円	

減免実績額が確認できる領収証の控えの写し又は証明書を添付すること。